

福岡県公報

令和2年1月17日
第 71 号

目次

告 示 (第36号 - 第50号)

○救急病院の認定	(医療指導課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公 告		
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出		

(中小企業振興課)	7	
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録事項の変更の届出	(林業振興課)	10
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録事項の変更の届出	(林業振興課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	12
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	13
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	13
選挙管理委員会		
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	13
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合		

算して得た数 (市町村支援課) ……………13

○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ……………14

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (医療指導課) ……………14

告 示

福岡県告示第36号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
戸畑総合病院	北九州市戸畑区福柳木1-3-33	令和元年7月17日から 令和4年7月16日まで
那珂川病院	福岡市南区向新町2-17-17	令和元年8月1日から 令和4年7月31日まで
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1	
福岡記念病院	福岡市早良区西新1-1-35	
吉村病院	福岡市早良区西新3-11-27	
医療法人社団三誠会 ひまわり病院	糟屋郡粕屋町長者原東1-10-3	
蜂須賀病院	宗像市野坂2650	
地方独立行政法人く らて病院	鞍手郡鞍手町大字中山2425-9	
福岡新水巻病院	遠賀郡水巻町立屋敷1-2-1	令和元年12月25日から 令和4年12月24日まで
小倉記念病院	北九州市小倉北区浅野3-2-1	

福岡県告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	犀 川 豊 前 線	前	京都郡みやこ町犀川帆柱1320番1先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1330番先まで	14.5 ～ 32.9	78.2
			後	京都郡みやこ町犀川帆柱1320番1先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1330番先まで	14.5 ～ 67.6	78.2

福岡県告示第38号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年1月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	犀 川 豊 前 線	京都郡みやこ町犀川帆柱1320番1先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1330番先まで

福岡県告示第39号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業

要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和62年6月2日農林水産省告示第680号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和63年5月16日農林水産省告示第618号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第41号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
飯塚市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の

規定により次のように告示する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成5年12月9日農林水産省告示第1445号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成5年12月9日農林水産省告示第1447号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第44号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
宮若市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年1月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	大久保 行橋線	行橋市大字下稗田481番1先から 行橋市大字下稗田508番1先まで

福岡県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成3年8月21日農林水産省告示第1074号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	宮 田 遠 賀 線	前	鞍手郡鞍手町大字新延 181番15先から 鞍手郡鞍手町大字新延 140番6先まで	15.0 ～ 17.0	53.0
			後	鞍手郡鞍手町大字新延 181番15先から 鞍手郡鞍手町大字新延 140番6先まで	15.0 ～ 16.0	53.0

福岡県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	船 越 前 原 線	前	糸島市志摩船越1番5先 から 糸島市志摩久家2910番先 まで	4.8 ～ 10.9	96.5
			後	糸島市志摩船越1番5先 から 糸島市志摩久家2910番1 先まで	6.0 ～ 12.2	96.5

福岡県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	久光 西小田線	前	朝倉郡筑前町上高場850番先から 朝倉郡筑前町上高場935番1先まで	7.8 ～ 16.6	650.0
			前	朝倉郡筑前町上高場850番先から 朝倉郡筑前町上高場935番1先まで	9.0 ～ 23.0	520.0
			後	朝倉郡筑前町上高場850番先から 朝倉郡筑前町上高場935番1先まで	7.8 ～ 22.0	650.0
			後	朝倉郡筑前町上高場850番先から 朝倉郡筑前町上高場935番1先まで	9.0 ～ 27.0	520.0

福岡県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年1月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	久光 西小田線	朝倉郡筑前町上高場850番先から 朝倉郡筑前町上高場865番1先まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
令和元年12月17日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 久留米南ショッピングセンター
(2) 所在地 久留米市大善寺町宮本456
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレド

スー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年12月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー古賀店
- (2) 所在地 古賀市中央四丁目1-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレド

スー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年12月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー筑後ショッピングセンター
- (2) 所在地 筑後市大字山ノ井字扇田737番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレド
スー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 上垣内 猛
東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレド
スー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

令和元年12月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー那珂川店

(2) 所在地 那珂川市片縄三丁目113番 他

3 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 筑紫郡那珂川町片縄三丁目113番 他

(変更後) 那珂川市片縄三丁目113番 他

4 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 上垣内 猛
東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレド
スー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレド
スー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

令和元年12月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー光が丘店
- (2) 所在地 筑紫野市光が丘四丁目1番1号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社
職務執行者 上垣内 猛
東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社
職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレド
スー
東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社
職務執行者 上垣内 猛
東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社
職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレド
スー
東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附

則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年12月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 森林都市ショッピングセンター
- (2) 所在地 宗像市自由が丘三丁目12番4

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

九電不動産株式会社
代表取締役 武田 守正
福岡市中央区薬院一丁目13番8号

合同会社西友
代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社
職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास
東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

九電不動産株式会社
代表取締役 平野 敏明
福岡市中央区薬院一丁目13番8号

合同会社西友
代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社
職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレド
スー
東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレド
スー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称)直方市感田商業施設

(2) 所在地 直方市大字感田1762番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

下記について、着工前に関係部署と事前協議のうえ、速やかに申請すること。

(1) 給水申請

(2) 給水改造申請

(3) 下水道排水設備申請

(4) 変電等申請(危険物保管を含む)

公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第13条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者から登録事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	氏名	旧住所	新住所	旧事業所の所在地	新事業所の所在地	変更年月日
福岡県第133号	井上金栄	八女郡上陽町大字上横山5577	八女市上陽町上横山5577	八女郡上陽町大字上横山	八女市上陽町上横山	R1.12.27
福岡県第403号	長野克己	朝倉郡朝倉町大字入地3022-1	朝倉市入地3021-1	朝倉郡朝倉町大字入地	朝倉市入地	R1.12.27
福岡県第472号	山口潔	八女郡星野村7928-1	八女市星野村7928-1	八女郡星野村7928-1	八女市星野村7928-1	R1.12.27
福岡県第481号	二田徳二	八女郡星野村15501	八女市星野村15501	八女郡星野村15501	八女市星野村15501	R1.12.27
福岡県第482号	増永和浩	八女郡矢部村大字北矢部198	八女市矢部村北矢部198	八女郡矢部村大字北矢部198	八女市矢部村北矢部198	R1.12.27
福岡県第493号	氷室浩二	八女郡星野村12794	八女市星野村12070-2	八女郡星野村12794	八女市星野村12794	R1.12.27

公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第13条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者から登録事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

新旧別	登録番号	生産事業者		事業所		変更 年月日
		名称	所在地	名称	所在地	
新	福岡県 第1号	福岡県八女森 林組合	八女市山内 1060-3	黒木出張所 矢部出張所 星野出張所 立花出張所	八女市黒木町 桑原 八女市矢部村 北矢部 八女市星野村 八女市立花町	R1. 12. 27
旧	福岡県 第1号	八女森林組合	八女郡黒木 町桑原292 -2	黒木町事業所 矢部村事業所 星野村事業所	八女郡黒木町 桑原 八女郡矢部村 矢部 八女郡星野村	

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
柳川市西蒲池字枝光田178番1、178番5から178番10まで、184番1、184番5及び184番8から184番12まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑後市大字徳久173番1
九州宅地開発株式会社
代表取締役 平島 秀一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市原町字松ヶ崎2191番1、2191番7から2191番37まで、2194番1及び2195番1並びに字裏2110番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区明和町9番1号
株式会社海王
代表取締役 竹下 弘実

公告

上伊加利土地改良区から役員の内任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
長谷川 義晴	田川市大字伊加利303番地3
小堤 政巳	田川市大字伊加利2128番地1
小堤 照泰	田川市大字伊加利148番地3
中井 春美	田川市大字伊加利74番地
長谷川 定利	田川市大字伊加利303番地1
長谷川 敬一	田川市大字伊加利479番地
長谷川 利勝	田川市大字伊加利317番地1

2 退任監事

氏名	住 所
長谷川 靖裕	田川市大字伊加利87番地
古部 哲志	田川市大字伊加利311番地

3 就任理事

氏名	住 所

長谷川 義晴	田川市大字伊加利303番地 3
小堤 照泰	田川市大字伊加利148番地 3
長谷川 定利	田川市大字伊加利303番地 1
中井 春美	田川市大字伊加利74番地
長谷川 敬一	田川市大字伊加利479番地
長谷川 利勝	田川市大字伊加利317番地 1
長谷村 辰幸	田川市大字伊加利96番地

4 就任監事

氏 名	住 所
古部 哲志	田川市大字伊加利311番地
小堤 博	田川市大字伊加利2128番地 1

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）
- (2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- ・開発行為（都市計画法第32条に関するものを含む）について、市との協議内容と不整合箇所があるため、別途協議を行うこと。
- ・テナント導入計画地のうち東新町一丁目7番11は大牟田市所有の土地である。この土地の利用及び水路構造物への影響について、市土木管理課と協議を行うこと。
- ・テナントの増設に伴い、通行車両の増加が見込まれる。また、国道南側出入口には

横断歩道の設置等がなく、出入りする車両と国道沿い歩道利用者が交錯し、交通事故が発生する可能性が高くなる可能性が予想される。このため、特に国道へ出る車両への注意喚起等の交通安全対策を実施すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田（別棟）
- (2) 所在地 大牟田市旭町二丁目28番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- ・開発行為（都市計画法第32条に関するものを含む）について、市との協議内容と不整合箇所があるため、別途協議を行うこと。
- ・テナント導入計画地のうち東新町一丁目7番11は大牟田市所有の土地である。この土地の利用及び水路構造物への影響について、市土木管理課と協議を行うこと。
- ・テナントの増設に伴い、通行車両の増加が見込まれる。また、国道南側出入口には横断歩道の設置等がなく、出入りする車両と国道沿い歩道利用者が交錯し、交通事故が発生する可能性が高くなる可能性が予想される。このため、特に国道へ出る車両への注意喚起等の交通安全対策を実施すること。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、荒尾市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（1級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大牟田市国道501号沿線ほか	令和元年12月25日から 令和2年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量 用地測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
築上郡築上町湊	令和元年11月29日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
1級基準点測量（4点）
3級基準点測量（6点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市内一円	令和元年12月3日

選挙管理委員会**福岡県選挙管理委員会告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和元年12月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和2年1月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

84,722

福岡県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和元年12月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和2年1月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

629,509

福岡県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和元年12月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和2年1月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	27,868
北九州市小倉北区	50,870
北九州市小倉南区	58,372
北九州市若松区	22,953
北九州市八幡東区	18,846
北九州市八幡西区	70,257
北九州市戸畑区	16,333
福岡市東区	83,395
福岡市博多区	64,986
福岡市中央区	53,749
福岡市南区	71,474
福岡市城南区	34,656
福岡市早良区	59,038
福岡市西区	56,011
大牟田市	32,572
久留米市	83,380
直方市	15,734
飯塚市・嘉穂郡	39,434
田川市	13,217
柳川市	18,553

八女市・八女郡	23,214
筑後市	13,451
大川市・三潞郡	13,621
行橋市	20,302
中間市	11,917
小郡市・三井郡	20,462
筑紫野市	28,476
春日市	30,535
大野城市	27,180
宗像市	26,740
太宰府市	19,699
古賀市	16,221
福津市	17,750
うきは市	8,251
宮若市・鞍手郡	14,542
嘉麻市	10,791
朝倉市・朝倉郡	23,687
みやま市	10,633
糸島市	27,990
那珂川市	13,438
糟屋郡	61,585
遠賀郡	26,071
田川郡	21,857
京都郡	15,644
築上郡・豊前市	16,283

雑 報

福岡県医療審議会公告

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定に基づく福岡県保健医療計画の変更

に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

令和2年1月17日

福岡県医療審議会会長 松田 峻一良

1 意見募集の対象となる事案

福岡県医師確保計画（案）（福岡県保健医療計画の一部）

福岡県外来医療計画（案）（福岡県保健医療計画の一部）

2 事案の要旨

①福岡県医師確保計画（案）

第1章 医師確保計画に関する基本事項

第2章 医師偏在指標と医師少数区域等の設定

第3章 福岡県の医師確保について

第1節 福岡県

第2節 二次保健医療圏

第3節 医師少数スポット

第4章 医師確保計画の効果の測定・評価について

②福岡県外来医療計画（案）

第1章 外来医療計画に関する基本事項

第2章 外来医療提供体制の現状と課題

第3章 外来医療提供体制の確保の今後の方向

第4章 医療機器の効率的な活用

3 事案の閲覧場所等

- (1) 福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）
- (2) 県保健医療介護部医療指導課（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁行政棟2F）
- (3) 県民情報センター・県民情報コーナー
 - ・ 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁）
 - ・ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎）

- ・ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎）
- ・ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎）
- ・ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎）

(4) 県保健福祉環境事務所

- ・ 筑紫保健福祉環境事務所（大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎）
- ・ 粕屋保健福祉事務所（糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26）
- ・ 糸島保健福祉事務所（糸島市浦志2-3-1 糸島総合庁舎）
- ・ 宗像・遠賀保健福祉環境事務所（宗像市東郷1-2-1 宗像総合庁舎）
- ・ 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎）
- ・ 田川保健福祉事務所（田川市大字伊田3292-2 田川総合庁舎）
- ・ 北筑後保健福祉環境事務所（朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎）
- ・ 南筑後保健福祉環境事務所（柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎）
- ・ 京築保健福祉環境事務所（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎）

※ 閲覧期間は、令和2年1月17日（金）から令和2年1月31日（金）までです。
※ (1)以外については、利用時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

※ (4)県保健福祉環境事務所については、総務企画課企画指導係が窓口となります。

4 意見書の提出期間

令和2年1月17日（金）から令和2年1月31日（金）まで（必着）

5 意見書の提出方法

別紙の様式により、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。

6 意見書の提出先

福岡県保健医療介護部医療指導課（医療計画係）
（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
（ファクシミリ）092-643-3277
（電子メール）iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp
（問い合わせ先）092-643-3328

別紙 (意見書様式)

福岡県医師確保計画(案)に対する意見書

住所 (法人等の場合は所在地)	
氏名 (法人等の場合は名称)	
連絡先	
勤務先または通学先の所在地 (県外にお住まいの方のみ)	

該当頁番号	章番号	節番号
該当内容((案)文をそのまま記載)		
意見の内容		
意見の理由		
備考		

※ 記入上の注意

- 1 意見の提出については、1項目につき、この様式を1枚使用して、提出してください。
- 2 意見は、できる限り簡潔(400字程度以内)にまとめ、「意見の内容」欄に意見を記載するとともに、その理由を「意見の理由」欄に記載してください。意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- 3 意見は、日本語で記載してください。
- 4 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を該当欄に記載してください。

別紙 (意見書様式)

福岡県外来医療計画(案)に対する意見書

住所 (法人等の場合は所在地)	
氏名 (法人等の場合は名称) 連絡先	
勤務先または通学先の所在地 (県外にお住まいの方のみ)	

該当頁番号	章番号	節番号
該当内容((案)文をそのまま記載)		
意見の内容		
意見の理由		
備考		

※ 記入上の注意

- 1 意見の提出については、1項目につき、この様式を1枚使用して、提出してください。
- 2 意見は、できる限り簡潔(400字程度以内)にまとめ、「意見の内容」欄に意見を記載するとともに、その理由を「意見の理由」欄に記載してください。意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- 3 意見は、日本語で記載してください。
- 4 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を該当欄に記載してください。